

日本学生支援機構
貸与奨学金

返還説明会



目次

- 01. 貸与が終了する時にやらなければならないこと
- 02. 奨学金の返還について
- 03. 返還中の各種届出について
- 04. 返還が困難になった場合（救済制度）
- 05. 返還が滞った場合
- 06. その他

01

貸与が終了する時に
やらなければならないこと

- ① 口座振替（リレー口座）の加入手続
- ② 「貸与奨学金返還確認票」の内容の確認

01 貸与が終了する時にやらなければならないこと

① 口座振替（リレー口座）の加入手続

奨学金の返還は、口座振替（毎月27日）により行いますので、**口座振替（リレー口座）**の加入手続が必要です。

- 加入手続期限：**11月30日まで**
- 加入手続方法：原則、スカラネット・パーソナルから手続をしてください。

01 貸与が終了する時にやらなければならないこと

① 口座振替（リレー口座）の加入手続

以下の場合、スカラネット・パーソナルで手続できません。

- ・ 申し込みたい口座が、スカラネット・パーソナルから申込ができない金融機関の口座である場合
- ・ 奨学生本人名義以外の口座からの返還を希望する場合



口座振替（リレー口座）加入申込書【窓口用】を使用し、金融機関で手続をしてください。

申込書が必要な方は、学生支援室に申し出てください。

01 貸与が終了する時にやらなければならないこと

② 「貸与奨学金返還確認票」の内容の確認

「貸与奨学金返還確認票」に記載された内容を確認してください。

確認事項

- ① 借用金額（借りた金額）
- ② 返還の条件（返す金額・方法）
- ③ 保証制度（機関・人的）の種類
- ④ 利率の算定方法（第二種奨学金のみ）
- ⑤ 氏名・住所等

02

奨学金の返還について

- ① 返還が始まる時期
- ② 毎月の振替日（引き落とし日）
- ③ 第一種奨学金の返還方法
- ④ 第二奨学金の返還方法

02 奨学金の返還について

① 返還が始まる時期

貸与終了の翌月から数えて**7か月目の月**から返還が始まります。

2025年3月に貸与が終了する方の初回振替日は
2025年10月27（月）です。

返還開始月や返還明細は、リレー口座加入後、
2025年8月上旬～8月中旬頃に送付される
「口座振替（リレー口座）加入通知」でお知らせします。

② 毎月の振替日（引き落とし日）

月賦返還の場合

毎月27日に口座から引き落とされます。

月賦・半年賦併用返還の場合

毎月27日に月賦分、

1月と7月の27日に月賦と半年賦の合計額が
口座から引き落とされます。

※27日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります。

02 奨学金の返還について

③ 第一種奨学金の返還方法

定額返還方式

借用金額に応じて毎月の返還金額が決まります。

所得連動返還方式

前年の課税対象所得等に基づき、毎月の返還金額が決まります。
返還方法は、月賦返還のみ、保証制度は機関保証のみです。

④ 第二種奨学金の返還方法

返還方式

借用金額に応じて毎月の返還額が決まる
「**定額返還方式**」のみとなります。

利子

貸与中は無利子ですが、
貸与終了の翌月1日から利子が発生します。

利率

申込時に「**利率固定方式**」または
「**利率見直し方式**」のいずれかを選択しています。

03

返還中の各種届出について

- ① 住所・電話番号等の変更
- ② 連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先の変更
- ③ 振替用口座の変更

03 返還中の各種届出について

① 住所・電話番号の変更

本人、連帯保証人、保証人および本人以外の連絡先の住所・姓（名字）・勤務先・電話番号等に変更があった場合は、スカラネット・パーソナルで届け出てください。

【スカラネット・パーソナルからの変更時期】

- ・ 本人 2025年 3 月中旬以降
- ・ 本人以外 2025年 4 月中旬以降

② 連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先の変更

人物を変更する場合の手続です。

「連帯保証人変更届」「保証人変更届」（人的保証）

「本人以外の連絡先（機関保証）変更届」を
機構ホームページから印刷して、郵送で届け出てください。

連帯保証人・保証人の変更する場合は、

新たに連帯保証人または保証人になる方が自署・押印と印鑑
登録証明書等の添付が必要です。

③ 振替用口座の変更

振替用口座を変更する場合は、原則、以前に手続をした口座の登録が完了した後に、改めて加入手続をしてください。

新口座からの振替日を「振替開始のお知らせ」で通知します。新口座からの振替が開始されるまでは、変更前の口座から振替が行われますので、解約しないでください。

04

返還が困難になった場合 (救済制度)

- ① 在学猶予
- ② 減額返還・返還期限猶予

04 返還が困難になった場合（救済制度）

① 在学猶予

奨学金の辞退後や貸与終了後に、引き続き在学する場合または別の学校へ進学する場合に在学している期間中、返還期限を猶予（先送り）することができる制度です。

【手続方法】

スカラネット・パーソナルから

「**在学猶予願**」を提出してください。

九州国際大学・学校番号309008 区分番号00

② 減額返還・返還期限猶予

奨学生本人が、経済困難、失業、傷病、災害等の理由により返還が困難になった場合、減額返還や返還期限猶予を願い出ることが出来ます。

- **減額返還**

当初の返還月額を $2/3$ 、 $1/2$ 、 $1/3$ 、 $1/4$ に減額し、返還期間を延ばして返還する制度

- **返還期限猶予** 一定期間返還を先送りする制度

【手続方法】 スカラネット・パーソナルから申請できます。

05

返還が滞った場合

- ① 延滞金の賦課
- ② 個人情報情報機関への登録
- ③ 督促

05 返還が滞った場合

① 延滞金の賦課

約束の期日を過ぎると延滞となった返還月額に対し、年3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

② 個人信用情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関に個人情報等を登録する対象となります。

③ 督促

奨学金の返還を延滞した場合、機構が委託した債権回収会社等から返還の督促を行います。

- 文書

本人または口座名義人宛に「振替不能通知」を送付します。
住所等に変更があれば速やかに届け出てください。

- 電話

通知と同時に電話で督促を行います。

- 自宅への訪問

自宅へ訪問し、督促や返還期限猶予制度等の案内を行います。

06

その他

- ① 利率の算定方法の変更【第二種奨学金】
- ② 返還方式の変更【第一種奨学金】
- ③ 繰上返還

① 利率の算定方法の変更【第二種奨学金】

- 利率の算定方法を変更をする場合は、学生支援室に申し出てください。
- 変更届は、人的保証の場合、連帯保証人および保証人の印鑑登録証明書を添付し、署名・押印が必要です。

提出期限 2024年11月29日（金）

11月30日以降は、利率の算定方法は変更できません。

② 返還方式の変更【第一種奨学金】

返還方式の変更をする場合は、学生支援室に申し出てください。

提出期限 2024年11月29日（金）

11月30日以降は、返還方式は変更できません。

貸与終了後は、機構へ直接申請することにより、
「定額返還方式」から「所得連動返還方式」へ変更することのみ可能です。

③ 繰上返還

- 貸与終了した翌月から
全額または一部を繰り上げて返還することができます。
ただし、3月満期者は、貸与終了月である3月から繰上返還できます。
在学中に繰上返還をする場合は、申請期間が決まっています。
- 一部繰り上げて返還した場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。
返還月額に変更されません。
- 第二種奨学金については、繰り上げた期間の利子がかかりません。
ただし、据置期間利息がかかります。
- 口座振替加入手続後、スカラネット・パーソナルで申し込んでください。

以上で、返還説明会を終わります。
